

告 示

埼玉県告示第千三百二十二号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（標高データ（地図情報レベル千、陸域〇・五メートルメッシュ、水域二・〇メートルメッシュ）、水準基標測量（二級水準測量））

三 作業地域

越辺川、都幾川、高麗川周辺（東松山市、吉見町、鳩山町、川島町、毛呂山町、鶴ヶ島市、坂戸市、川越市）

四 作業期間

平成三十年十二月三日から平成三十一年二月二十八日まで